

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一六 （略） 六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤 六の三 （略） 六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤 六の五六の十一 （略） 七十九の二 （略） 十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤 十九の四十九の六 （略） 二十二十四の五 （略） 二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤 二十四の七 （略） 二十五三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一六 （略） （新設） 六の二 （略） （新設） 六の三六の九 （略） 七十九の二 （略） （新設） 十九の三十九の五 （略） 二十二十四の五 （略） （新設） 二十四の六 （略） 二十五三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(106)

ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン
ンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパ―
―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―
―ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ
ンンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパ―
―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―
―ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ
ンンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―
―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―
―ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ
ンンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ
パ――エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ
ラ―ト及びニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ
チル)ベンンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ
ロパ――エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ
シラ―トの混合物(ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ
トキシメチル)ベンンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―
シアノプロパ――エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパン
カルボキシラ―ト八〇・九%以下を含有し、ニ・三・五・六―テ
トラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンンジルⅡ(E)―(一
R・三R)―三―(二―シアノプロパ――エニル)―二・二―
ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト一〇%以下を含有し、
ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

2 (略) 三十三の二 (略) 三十三の三 (略) 三十四～百九 (略)	2 (略) 三十三の二 (略) 三十三の三 (略) 三十四～百九 (略)
(107) (170) (略) 三十三 (略) 三十三の二 ニー (ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニー (ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。	(106) (169) (略) 三十三 (略) (新設)
ジルⅡ (Z) ー (一S・三S) ー 三ー (ニーシアノプロパーーエニル) ー 二・ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有し、二・三・五・六ーテトラフルオロー四ー (メトキシメチル) ベンジルⅡ (EZ) ー (一RS・三SR) ー 三ー (ニーシアノプロパーーーエニル) ー 二・ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六ーテトラフルオロー四ー (メトキシメチル) ベンジルⅡ (E) ー (一S・三S) ー 三ー (ニーシアノプロパーーーエニル) ー 二・ニージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤	